

令和7年度「キラリ！みやぎの農業」体感・就農促進業務 仕様書

1 業務の目的等

基幹的農業従事者の減少とともに、若者の県外流出が進む中、農業の持続的な発展に向け、みやぎの農業を支える多様な人材を確保・育成するためには、本県の農業に魅力を感じ、県内就農を選択してもらう取組を強化することが必要となっている。

本業務は、県内在住の若年層等を対象に、地域で活躍する若い農業者や女性農業者、農業法人等での体験を通じて、農業の魅力の体感・発信に繋げるとともに、「職業としての農業」の現場を知る機会を創出し、「職業としての農業」の魅力をできる限り多くの人に理解してもらい、円滑な県内就農に繋げることを目的に実施するものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

3 本業務委託の内容

本事業の実施にあたって、受注者は、当該業務を円滑に履行できる体制を整備し、発注者と事前に協議しながら進めることとし、発注者に定期的に進捗状況を報告すること。

「職業としての農業」に関心のある青年や県内在住の若年層等を対象に、地域で活躍する若い農業者や女性農業者、農業法人等での体験を通じて、農業の魅力の体感・発信に繋げるとともに、「職業としての農業」の現場を知る機会を創出し、円滑な県内就農に繋げるため、以下の内容に従って、多様な手法により業務を遂行すること。ただし、具体的な実施内容については、6の「実施計画書」において定めるものとする。

(1) 企画・調整

イ 「職業としての農業体感コース」及び「農業の魅力体感コース」を企画すること。

企画にあたり「職業としての農業体感コース」は先進的な農業法人等、「農業の魅力体感コース」は、地域で輝く女性農業者等を受入農業者とすること。受入農業者や受入条件の調整は、契約後、県と協議しながら決定すること。

ロ 「職業としての農業体感コース」及び「農業の魅力体感コース」を踏まえて、「第1回フォローアップ交流会」を企画する。なお、「フォローアップ交流会」の内容は、県と協議しながら受託者が行うものとする。

ハ 「さらに深くつながるインターンシップ」を企画すること。インターンシップ受入農業者は「職業としての農業体感コース」及び「農業の魅力体感コース」での受入農業者等で調整すること。

ニ 「さらに深くつながるインターンシップ」を踏まえて、「第2回フォローアップ交流会」を企画する。なお、「フォローアップ交流会」の内容は、県と協議しながら受託者が行うものとする。

(2) 告知、申込受付、決定

イ 「職業としての農業体感コース」及び「農業の魅力体感コース」についてメディア等への露出やインターネットでの発信等の複数の手法により広く周知し、参加者を募集すること。

ロ 周知に当たり、宮城県農業の魅力や「職業としての農業」への関心を高める内容に配慮すること。

ハ 事業目標達成のために効果のある企画を提案すること。

ニ 参加希望者が簡易にできる申込方法とすること。

ホ 「職業としての農業体感コース」及び「農業の魅力体感コース」の申込受付及び決定については、受託者が行うものとする。

(3) 実施

イ 農業体験

(イ) 職業としての農業体験コース

「職業としての農業」に関心のある青年層を対象に、複数の先進的な農業法人での体験を行う「農業体験」を実施する。

(ロ) 農業の魅力体感コース

県内在住若年層の女性を対象に、地域で輝く女性農業者のもとでの「農業体験」を実施する。

ロ インターンシップ

イ(イ)及び(ロ)参加者のうちの希望者(新規参加者も含む)を対象に、先進的な農業法人等でのインターンシップを実施する。

ハ フォローアップ交流会

イ及びロの参加者のうちの希望者や新たな参加希望者等を対象に、フォローアップ交流会を実施する。

ニ その他

受入農業者の選定、内容、フォローアップ交流会場等については、県と調整して効果的に実施すること。

(4) 運営

イ 農業体験及びフォローアップ交流会には、基本的に受託者が同行し、参加者の受付、誘導、解散までの案内及び体調不良者等への緊急対応等、運営全般を行うこと。ただし、農業体験においては、実施が適正に行われていることが確認できる手法がある場合は、この限りではない。

ロ 保険をかける等、損害・傷害が発生した場合に備えること。

ハ 参加者の事故やケガ、体調不良者等を未然に防ぐため、安全面には十分配慮すること。

ニ 受入農業者に対して、受入に際しての注意点等ノウハウの共有を行うこと。

ホ 実施に当たっては感染症等防止対策を万全に行うこと。また、感染症等の発生状況に応じて、インターネットを活用したオンライン配信等、通常どおり実施できない場合の代替案等も用意すること。

(5) 実施後

イ 参加者に対しアンケートを実施するとともに、回収したアンケートの集計・分析を行うこと。また、参加者に対して、県が実施する追跡調査に協力する承諾を得ること。

ロ 参加者に対し、「職業としての農業体感コース」及び「農業の魅力体感コース」の感想をSNS等へ投稿するよう誘導すること。

ハ 「職業としての農業体感コース」及び「農業の魅力体感コース」終了後、「職業としての農業」に関心を持つ参加者へのアフターフォロー(県が実施する就農相談会への誘導等)を行うこと。

(6) 人材募集及び労務管理に関するマニュアルの作成

受入農業者が、農業に興味のある方や就農希望者に対し、体験受入れを効果的に行うためのノウハウを獲得できるよう、体験受入及びインターンシップに関する手順書等を作成すること。

(7) 事業目標

イ「職業としての農業体感コース」、「農業の魅力体感コース」及び「インターンシップ」の

参加者：延べ 100 人

ロ フォローアップ交流会の参加者

1 回目：「職業としての農業体感コース」、「農業の魅力体感コース」の参加実人数の 5 割

2 回目：「インターンシップ」の参加実人数の 5 割

4 企画提案書の内容

上記の企画・運営に係る提案内容として以下の事項を明記すること。

(1) 事業実施内容やスケジュールなどの具体的な考え方

(2) 業務の実施体制、スタッフ配置等の考え方

5 見積書作成における留意事項

(1) 見積書の経費の種別は大きく 3 項目（直接人件費、直接経費、一般管理費）とし、これらの経費に消費税を加えた額を見積額とする。

(2) 人件費は単価基準（例：設計業務委託等技術者単価）を明確にすること。なお自団体の基準による場合は、当該部分の写し等を提示すること。

(3) 一般管理費を算出する際の一般管理比率は、10%以内とする。

6 実施計画書及び実施報告書

(1) 本業務の委託契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、委託者と協議を行ったうえで業務を実施するものとする。実施計画書には業務の実施方法、業務工程表、従事者の氏名を記載すること。

(2) 本業務の完了後 30 日以内もしくは令和 8 年 3 月 10 日のいずれか早い時期に実施報告書を提出するものとする。実施報告書は紙で提出する他、電子データ（可変ファイル形式）等で提出すること。

(3) 実施報告書の提出に合わせ、成果品として、当該業務の遂行過程で取得し、又は作成した資料を現物と電子データ（可変ファイル形式）で提出すること。その際、画像等著作権等の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。

7 留意事項

(1) 受託者は、本業務の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。また、県から説明を求められたときは、それに応じるとともに、必要な書類等を閲覧させること。

(2) 受託者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書に定めのない事項が生じたときは、県と協議の上、決定するものとする。

(3) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た秘密を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を守らなければならない。

8 その他

- （１）受託者は、本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、県と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。
- （２）受託者は、県の承認がある場合に限り、第三者に一部の業務を再委託することができる。